

各弁護士近況

大川 正二郎

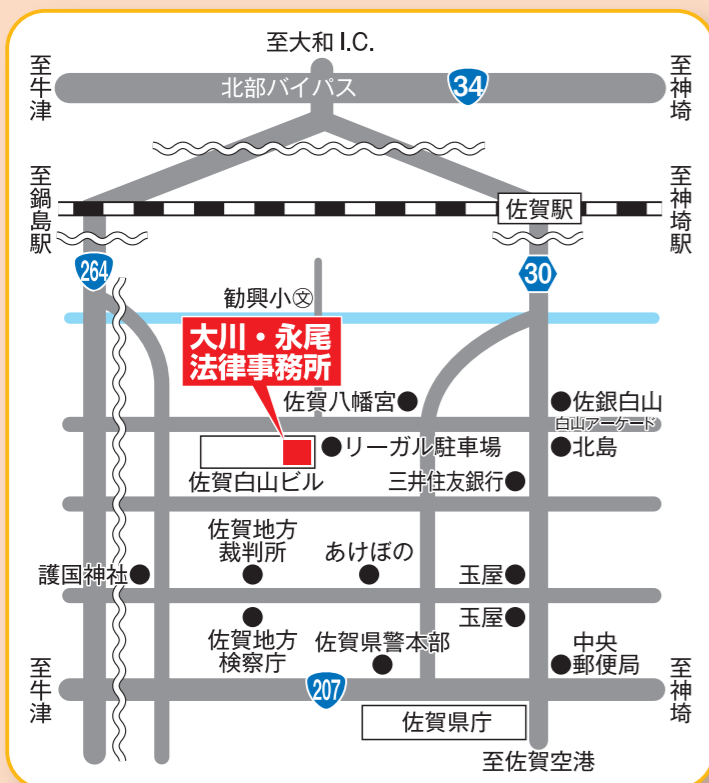
秋はさわやかな気候になって、スポーツで汗をかくのも非常にすがすがしい気持ちになります。私は、ヘタクソながら30年くらいテニスを続けてきました。今年の全米オープンでの錦織選手の活躍は見事でした。それに刺激されてさらにスピードとパワーをなどと思っ
てはみたものの、体は正直なものでまったく動こうとしません。それでも、今年は中国まで行って、日中韓の3カ国交流テニスに参加する予定です。「ニ〜ハオ」「アンニョンハセヨ」、テニスはダメでもせめてあいさつくらいはちゃんとして、充実したテニス交流にしたいと思っています。

永尾 竹則

秋といえば、食欲の、読書の、スポーツの等々色々言われますが、この秋、何と言っても印象深いのは、錦織圭の全米オープン準優勝です。地デジで中継があればと思いました。どんなスポーツでもそうですが、日本人が世界で活躍するのは嬉しいですね。私も学生時代少しテニスをやっていたんですが、あんなにラリーが続いたらどんなに気持ちがいいか。たまにテニスをやりたくなりますが、なかなか重い腰が上がりません。強制的にやるような環境を作ればいいのですが、それも……。言い訳だけが思い浮かびます。

鳥飼 亜由美

秋と言えば、読書の秋。1冊おすすめの本（漫画）をご紹介します。「少年の町 ZF」という漫画です。今、SF 漫画「寄生獣」が映画化されることが話題になっていますが、「少年の町 ZF」は「寄生獣」に劣らぬ傑作漫画だと思っています。地球侵略を目論む宇宙のバクテリアと少年達との戦いの物語なのですが、少年達の友情に涙することは勿論、（北斗の拳やジョジョのような）つつこみ所も満載で、笑いあり、涙ありの、傑作漫画です。私の周りにはあまり読んだことがあるという方がいないので、この機会に ZF について語り合えるファンを増やそうと、ご紹介しました。秋の夜長のお供に、是非いかがですか。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第6号

大川・永尾法律事務所

「ほっと」第6号に寄せて

当事務所の「おたより『ほっと』」も第6号になりました。

「ほっと」は、当事務所がみなさまの身近に感じられるように、ちょっとしたことでもお役にたてるように、と願って始めたものでした。そのため、内容も分かりやすく、字も大きめに、できるだけ読みやすくなるように心がけているつもりです。また、顔写真も入れて、事務所のメンバーの顔が見えるようにもしてきました。

「ほっと」という名称も、当事務所が、みなさまにとって相談してホッと安心のできること、安心のより所となることを願い、私たちにとっては、みなさまのために熱く（ホッと）なって頑張ることを誓う意味で名づけました。

この間、「毎回、『ほっと』を楽しみにしているよ」とのありがたいお言葉をいただいたこともありました。

これからも、「ほっと」の名前に負けないように、名実ともに「ほっと」の事務所になれるように、私ども一同、努力を続けてまいります。

平成二十六年十月吉日

弁護士 大川正二郎



弁護士
大川 正二郎

「憲法」ってなあに？

今回は、「憲法」のお話。そもそも「憲法」って何でしょうか？
「憲法」は「国の最高法規である」などといわれていることから、なんとなく「憲法」っていうのは法律の親玉なのかなという気がしますが、ところがどうして「憲法」は法律などとは性質が全く異なるものなのです。

「憲法」は、国民一人ひとりを個人として尊重し、自由、平等などの人権を保障しています。そして、そのために国のあり方を決めています。「憲法」は、国民に国民の代わりに政治の仕事をする国会議員を選ばせて国会で法律を作らせ、国民が選んだ国会議員の中から首相を選ばせて内閣を作ってお役所の仕事を行わせ、裁判所を作って裁判で国民の権利を守るようにさせる、そんな仕組みを作っているのです。

この仕組みは、国民が個人として尊重され、自由平等な生活を送るのに、それを根底から支える仕組みとっていいでしょう。つまり、そのような国民の生活を「憲法」が根底から支えているのであり、国民の生活のために「憲法」があるといえます。

このように、「憲法」は国民の生活のためにあるのですから、法律が国民にいろいろと義務を課すのとは異なり、「憲法」は逆に国会や内閣（お役所）やさらには裁判所をも縛って国民の生活を守るようにするのが目的なのです。たとえば国会が理由もなく国民の権利を奪ってその生活を侵害するような法律を作るなら、その法律は「憲法」違反とされます。

そして、「憲法」が国民の生活のためにある以上、それを支えるのも、最終的には国民の多数の了解を得なければなりません（国民投票）。国民主権であることを考えると、国民がその生活を根底から支える「憲法」を最終的に決定することは当然のことでもあるのです。

どんな問題であれ、国民の生活に大きな影響を及ぼす「憲法」の問題である以上、国民に十分に説明し、国民の意見をよく聞き、最終的には国民が決定するようにすべきだと思っています。



弁護士
鳥飼 亜由美

スーパーの試食からみる悪徳商法の手口

みなさん、スーパーの食料品コーナーで、販売員からウインナーを差し出され、試食したことはありませんか？ウインナーを受け取ると、怒濤のようにウインナーの説明がはじまり、また、時には別の種類のウインナーまで追加で差し出され、「美味しいでしょ？」と笑顔で問いかけられる。すると、なんだか「いりません。」とは言いづらくなって、購入してしまう。そんな経験ありませんか？

私は、情けないのですが、よくこの戦法にはまって、ウインナーや、ハムを買ってしまいます。「ちょっと高いな。」とか、「家にまだ未使用のものがあるのだけどなあ。」と思っても、「試食させてもらったし、こんなに説明してもらったし、これで買わないのは悪いな。味もまずくはないし、まあ、いいか。」と思って買ってしまうのです。

人は他人から何らかの恩やほどこしを受けた場合に、お返しをしなければならないという感情を抱きます。これを返報性の原理といいます。試食をさせて、客にこのような心理にさせ、購入させる、というのは、この返報性の原理を使った効果的なマーケティング手法です。

しかし、このマーケティング手法は、悪徳業者によっても悪用されています。「無料で〇〇します。」と謳い、サービスを行って、断りづらい心理にさせた上で、そのサービスとは釣り合いな高額商品等を買わせたりします。また、熱心に何度も時間をかけて勧誘することで、ねずみ講やマルチ商法への加担を断りづらくするのです。

この返報性の原理は、大なり小なり誰しももっている心理で、決して悪いものではないのですが、これが悪徳業者に悪用されたとき、特に義理固い日本人にとって、その術中にはまる契機になってしまうのではないかと思います。

返報性の原理は、ウインナーの試食のように日常生活にありふれていますから、悪徳業者につけこまれないよう、まずは、いらなかったウインナーの購入を思い切って断ることから練習してみてくださいはどうか。私もやってみます（笑）。



弁護士
永尾 竹則

インターネット上の掲示板で名誉を害された場合どうすれば？

そもそも名誉を棄損するってなんでしょか。法律上は、その人の社会的評価を傷つけることとされています。そして、社会的評価を実際に傷つけなくても、社会的評価の低下を招く危険性を生じさせれば足りるとされています。また、事実を示しているか、意見や論評を表明するものかも問いません。

インターネットが発達し、社会に対して、個人の意見を自由に発信できるようになりました。発信する側にとっては匿名性があるために、自分の意見を率直に言えるようになった反面、それが名誉を傷つける結果にもなりかねません。そして、そのような状況を放っておくと、傷つけられた名誉の回復は非常に困難な状況になってしまいます。

このような場合、傷つけられた人はどうやって名誉を回復したらよいのでしょうか。インターネットによる場合には、匿名性や流通の速さ等からそれ特有の対処が必要になります。

まず、これ以上の情報の流通を防止するために、管理者に対して、これらの書き込みを削除するよう求めていくことが必要になります。

また、書き込みをした人物を突き止める方法として、まず、管理者等にその人物に関する情報開示の請求をすることになりますが、その過程で発信者に意見を求められたりすることから、それ以上の書き込みがなくなる可能性もあるようです。管理者が任意の情報開示に応じなければ、裁判を通じて、発信者情報を開示させる仮処分という手続きを取るようになります。さらに経由プロバイダに対しても同様に開示を請求します。このようにして名誉を傷つけた人物を特定できたら、この人物に対して損害賠償等を請求して行くことになります。

このように何段階か経て、これ以上の名誉の毀損を防止し、そのような内容の書き込みをした人物に対し損害賠償請求をしていくことになります。

もともと、すべての場合、このように責任追及が実現できるというわけではないと思いますが、ご紹介したような方法がありますので、ネット上で誰か知らない人から名誉を傷つけられたとしても諦める必要はないと思います。

